

幼稚園教育要領

改訂案批判

堀内 康人

幼稚園教育要領改訂案の批判をする為に、私は昭和三十一年度の教育要領と、昭和二十二年度の保育要領——幼児教育の手びき——を前において、それらをなんどもくらべあわせてみた。

終戦直後、混乱期の中で生まれた保育要領のまえがきには、「さあ幼児の教育に献身しようではないか、そして将来の明るい日本のいしずえを築こう」、という意気込があつて、なにか

保育要領のかかれた時代的背景が前面におどり出しているかのようである。またその副題の幼児教育の手びき、そしてその内容にも血の通つた温たかさがあるような気がする。なんだ、そんなのは懐古趣味ではないか、というそしりをうけそうな気がするが、決してそうではなく、ここに大きな批判点があることを、私はこれから明らかにしてゆきたいと思う。

戦争で、なにもかも灰燼にきしてしまつた中から、新しくやり直しをするという段階で生まれた保育要領は、手びきの名が示すもの、そのものであつた。それから十年すぎ、世の中が一応安定した中で生まれた、昭和三十一年度の教育要領は、そのまえがきも極めて簡単なもので、改訂の要点を、

一、幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした、

二、幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役立つようにした、

三、幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示した、という形で示している。

この要領ができた当時における幼稚園界は、まさに雨後のたけのこのような勢いで幼稚園が方々にでき、その教育内容も、保育要領は出ているといつても、それぞれの幼稚園において、

てんでにまちまちな状態がひろがり、そうした状態に一定の秩序を与える必要があり、その一定の秩序を、小学校教育との一貫性という基点でまとめたものにちがいない。しかしながら幼児教育に定められた教育内容は、小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いに異にすること、幼稚園の時代は、まだ、教科というようなくで学習させる段階ではなく、むしろ、こどものしぜんな生活指導の姿でそれぞれの教育内容を身につけさせねばならない、小学校の教科指導の計画や方法を、そのまま幼稚園に適用したら、幼児の教育を誤る結果となることを強調しており、この事は全く当を得た注意であった。

旧教育要領では、更に指導上の留意点を明確にするためには、幼児の発達上の特質をよく知らなければならぬと考え、発達上の特質と望ましい経験は三才、四才、五才それぞれの年令に応じて異なるはずであるが、それを示した方が親切だが、さし当って一応年令差を区別しないで、幼児教育として一般的な観点から必要と思われる、特質と経験を挙げている。それが新しい要領案からは全面的に消えていることも、新要領案の特徴ということがいえるのではないか。なぜこれを取り去ってしまったかについても、おききしたいものである。

旧教育要領ではいま述べたように、改訂の要点をあげて指導

上の指針としている。これはたいへん親切なことである。その親切なことを新しい要領案ではどうしてやらないのだろう。発達上の特質と望ましい経験は、三、四、五才と年令差に従って示した方がよいわけであるが、と旧教育要領ではいつている。それなら八年後の今日改訂する際、その示した方がよいことを

やったらよいではないか。それをやらないで済ましてしまうということは不親切だといわれてもいたし方あるまい。殊に最近、大都會などにおいては、三才・四才・五才と三年保育の実状が一般的になりつつある現状である。そうであればある程、こうした現場からの要望は強くなるのではないかと思われる。

そんな細かなことは、そうした研究や実践がたくさん出ているから、それを参考にしなさいといわれそうだが、すくなくとも一たん新教育要領が文部省から出される、ということになれば、一応それが基準となる性質のものであればあるだけ、旧いものより新しいものは更に発展的なものを示してやる必要が必ず要に思われる。

新しい教育要領案で先ず気のつくところは、それが実に要領よくコンデンスされた、すっきりしたスタイルの教育要領であるという印象である。しかし今述べたようにたいへん不親切であると同時に改訂の趣旨が不明確である、第一に旧教育要領の

ように改訂の要点も示してない。これから旧要領のようなまえがきでも書くというのだろうか。いきなり第一章総則ではじめるなどというのは、よもやあるまいと期待して、新教育要領案が案でないものになることを望んでいる。つきに、いらぬ心配をするようだが、新要領の改訂の要旨を、この案にもとづいて書くとするならば、どういうことになるのだろうか。たしかに、ばらばらで余り系統立っていなかった領域別の教育内容がより見やすい、考えやすい、したがって参考にしやすい形で、まとめあげられている点はあるがたいし、各領域別に指導上の留意点を示していることはたいへん親切である。殊に社会、この問題点の多い領域を、あのような形でまとめて下さったことには、そのかげに非常な苦心と努力があったことを敬意をこめて認めなければならないが、そうしたことは改訂の要点ではつきりいつていただくとして、それよりも重要なことがあるのではないか、どうもいろいろな気がねをされて、はつきりうち出さないポイントがあるような気がする。それはなにかということ、旧教育要領にはなかった道徳性の芽ばえをつちかうこと、それに当っては、日常生活における基本的生活習慣や望ましい対人的な態度を、幼児の自主性を尊重しつつ身につけさせるとともに、教師の是認や否認などを通して、よい行動、悪い行動を区

別できるようにし、さらに道徳的心情が内面的に深まるように配慮して、積極的にかつ根気強く指導すること。この際、幼稚園のよいふんい気を作るとともに、教師の人格や言動、友だちや家庭、あるいは地域社会の環境が特に強い影響を及ぼすことに留意する、という留意事項が目にとまる。つきに、社会の教育内容の、身近な社会の事象に興味や関心をもつ具体的内容の中に、幼稚園内外の行事において国旗に親しむ、という形で示されているが目にとまる。旧教育要領では、みんなといっしょに国の祝日などを楽しむ、とあるが、この方がむしろ幼児にとってはしぜんではないか。というのは表現上の細かなことを問題にして悪いようだが、幼稚園内外の行事において国旗に親しむというが、内外の行事に必ずしも国旗がつかわれているわけのものではないし、そのような現状の中で親しむようにということであれば、内外の行事には必ず国旗を用意することが望ましいということをうらがえしにいっているようなものである。旧要領のような形ですませておけばよいものを、こんな所で国旗などを持ち出すから、道徳教育とむすびつけ、国家主義的な臭いがするなどという、横槍をいれられるのである。

私は幼児教育において、道徳性の芽ばえの教育は不必要だとは決して思っていない。しかし道徳性の芽ばえ、自主自律の精

神の芽ばえ、美的な情操の芽ばえをいつていながら、どうしてその上に、最初の保育要領がいつているような、将来の明るい日本のいしずえを築く、人間性の豊かな子どものことをいわないのだろうか、と思うのである。明るい日本のいしずえなどは、もうとつくの昔に築かれたという前提にたつて、道徳教育を問題にしているのではないだろうか。私は決してそうは思わない。暗い現実がひろがつているからこそ、それに影響されて幼児教育においてもまた道徳教育が叫ばなければならない。

そこで私のいいたいことがようやく出てきた。それは道徳教育をやぶから棒にいわないで、道徳的に歪んだものや、不正や不義が大手をふつて歩いている世の中であることをはっきり承認した上で道徳教育を持ち出しなさい、ということである。そういうことを明確にまえがきかどこかでいわないで、もし道徳性の芽ばえ、更には、教師の人格などという問題を不用意に出すと、とんだ誤解や解釈上の混乱をひきおこすことになるのではないだろうか。

現場の教師たちは、おおぜいいる中には多少とも人格的に思わしくないような教師もあろうが、それはどんな分野でもあることで、非常に多くの教師は、劣悪な条件の中で、幼児教育にいつしょうけんめいになつてゐる。幼児教育にたずさわつて

いれば、それがたとえどんな人間でも、せんに人格的に高まらざるを得ないようになってくる。これが幼児教育の特色である。幼児の前で自分の不道徳をかくしたりしても結局幼児はそれをみぬいてしまう。いわば幼稚園や保育所という所は教師や父母の試練場なのである。文部省は教師の人格うんぬんをおっしゃる前に、どうか、こんな立派な仕事をやっている教師たちの生活条件をもつと高めてやることを考えてもらいたいものである。特に幼稚園では私立のものが非常に多いこと、そんなことはよくおわかりだと思つて、重ねて、何度でもこのことは言わなくてはならない。更に知つていただきたいことは道徳性よりも、もつと基本的な人間性の豊かな子どものことを十分考慮して、現場では多くの教師が幼児教育をおこなつてきたし、現におこなつてゐるし、将来もおこなわれるであらうということである。最後に、どうか新教育要領改訂案にできるだけはよく、改訂の趣旨と要点を、私共の納得のいくように、親切に温かくお聞きただいて大方のご指導をお願いしたいことを書き加えさせていただくことにしよう。

(東京家政大学)

☆

☆

☆